

**2011年度鹿児島県の施策並びに
予算編成に対する重点要望と提案**

2010年12月

**日本共産党鹿児島県委員会
日本共産党鹿児島県議団**

2010年12月22日

鹿児島県知事
伊藤 祐一郎 殿

日本共産党鹿児島県委員会
委員長 野元 徳英
日本共産党鹿児島県議団
代表 まつざき真琴

長引く不況、地域経済の低迷や雇用環境の悪化の中で、県民の暮らしはますます厳しくなっています。多くの国民が望んだ政権交代でありましたが、新政権は国民の期待に応えられず、政治は矛盾と混迷の最中にあります。

このような情勢の下で、今、政治に求められているのは、円高から労働者の雇用と中小企業の経営を守る緊急対策を講じるとともに、日本経済を“外需頼み”から家計・内需主導に切り替えることでもあります。そのためにも、非正規雇用労働者の正社員化、最低賃金の抜本的な引き上げ、下請いじめの速やかな是正、大企業と中小企業の対等な取引ルールの確立など、労働者と中小業者の暮らしと経営を守る抜本的な対策を政治の責任で講じなければなりません。

この点では、住民の暮らしと地域経済に直接責任を負う地方自治体が果たす役割も極めて重要です。ところが、この間の「地方分権改革」や「三位一体改革」によって、国から地方への責任転嫁や地方交付税の一方的な削減により、地方自治体の機能が破壊され、自治体財政も大きな困難に直面しました。また、半強制的な市町村合併の推進によって、住民サービスの低下がもたらされました。

さらに、民主党政権は、「地域主権改革」の名で、福祉などの最低基準を定めた「義務づけ・枠づけ」の見直しなどによって国の社会保障などへの最低基準の保障責任を解体し、「住民福祉の機関」としての自治体の機能と役割をさらに弱めるとともに、道州制を視野に入れた自治体のさらなる広域化と再編によって、大企業・多国籍企業が活動しやすい条件を作ろうとしています。こうした方向は地方自治体を破壊する道に他なりません。

県民の暮らしを守り、地域を活性化していくためには、大企業へのサービスや大型開発をはじめとする無駄遣いに徹底したメスを入れ、「住民の福祉の増進をはかる」という地方自治体の本来の役割をしっかりと果たしていくことがますます重要になっています。

そこで、来年度の予算編成にあたっては、以下に掲げる「重点要望と提案」について検討され、県の施策並びに予算編成に反映されますよう強く要望するものです。

目次

I. 憲法と地方自治を守り、県民参加による 民主的で公正な行財政の確立のために……………	1
II. 県民のいのちと健康を守り、暮らしを支える 福祉・医療の充実のために……………	2
III. 安定した雇用の確保と女性の地位向上のために……………	6
IV. 中小企業・地場産業の振興と地域経済の活性化のために……………	7
V. 安全で多彩な食料の供給と農林漁業を守り発展させるために……………	8
VI. 環境破壊を防止し、豊かな生態系と 快適な環境の保全・再生のために……………	9
VII. ムダな公共事業を見直し、暮らし優先、 生活密着型の公共事業の推進のために……………	10
VIII. 一人ひとりの子どもを大切にす教育の実現と 文化・スポーツの振興のために……………	11
IX. 防災と安心・安全のまちづくりのために……………	12

1. 憲法と地方自治を守り、県民参加による 民主的で公正な行財政の確立のために

【要望項目】

1. 低所得者の負担増となる消費税増税に反対すること。
2. 大企業優遇、大資産家優遇の税制にメスを入れ、応分の負担を求めるよう、政府に要求すること。
3. 税金の滞納処分にあたっては、機械的な財産調査や差し押さえを行わず、生活の実態や個別の事情を十分把握した上で、きめ細かな納税相談に応じること。取り立てに偏重した徴税業務に陥らないこと。
4. 手数料、使用料の引き上げをしないこと。
5. 行政需要の増大や雇用確保に逆行する県職員の削減計画を中止し、県民サービスの向上と県職員、教職員の労働条件を改善するため、大幅な人員増を行うこと。
6. 県の市町村への権限移譲にあたっては、市町村の自主性を尊重し、権限移譲の事務に見合う財政的な保障をすること。
7. 県有の未利用地については、大企業への払い下げや土地信託を行わず、公営住宅や福祉施設の建設用地など公共利用を優先すること。
8. 企業立地補助金や無利子融資は中小企業に限定し、大企業に対してはやめること。
9. 同和団体への補助金はきっぱりとやめること。同和対策事業は完全に廃止すること。
10. 知事、副知事、教育長の高額な退職金は廃止すること。少なくとも一般の県職員と同じく勤務年数での算定とすること。
11. 県職員の退職後3年間は、退職前5年間に担当していた職務と密接に関連する企業への再就職を禁止すること。営利企業に再就職した場合、退職後3年間は、売買その他の契約、許認可にかかわって県に対して有利な取り扱いを求めないよう誓約書を提出させること。
12. 談合防止のため、談合の有無の認定にあたっては、入札結果をふまえて判断し、厳しく対処すること。
13. 徳之島や鹿屋の自衛隊基地での米軍普天間基地代替訓練や米軍空中給油機の訓練・運用、馬毛島への基地移転、NLP訓練基地化に断固として反対の立場をとり続けること。
14. 政府に対して、核密約の公開・破棄を要求すると共に、県内の港湾への米艦船の入港にあたっては、非核神戸方式にならうこと。
15. 憲法改悪に反対すること。
16. 九州地方知事会が、国の出先機関の職員や業務の受け皿となる「九州広域行政機構」（仮称）の設立を目指す方針を決めているが、国の出先機関改革「アクション・プラン（仮称）」は、権限移譲や財源確保などを目的とした全国知事会の要望を第一義的にかかげたものに過ぎない。国の出先機関が各地域で果たしている役割の検証を十分に行い、「九州広域行政機構」の設立は行わないよう九州各県知事に働きかけること。
17. 政府が進めようとしている「地域主権改革」は、前政権の「地方分権改革」の看板をつけかえただけの「構造改革」であり、国の責任を放棄し、地方と住民へ負担を押しつけるものである。「地方主権改革」と道州制に反対すること。

II. 県民のいのちと健康を守り、暮らしを支える福祉・医療の充実のために

【要望項目】

1. 高齢者医療の充実について

- ①際限のない負担増と差別医療を押しつける後期高齢者医療制度を早期に廃止することと、75歳以上の高齢者の医療費を無料化するよう国に求めること。
- ②後期高齢者医療の保険料滞納者に対する短期保険証の発行をやめ、すべての被保険者に保険証を交付するよう広域連合を指導、助言すること。

2. 生活保護行政について

- ①生活保護基準の引き下げに反対すること。
- ②高齢加算の復活と夏期加算の実施を国に要求すること。
- ③生活保護受給者のクーラー購入に生活福祉資金の借入を認めるよう国に要求していただきたい。
- ④洗濯機、テレビ、火災報知器などの購入に対する一時支給を認めていただきたい。
- ⑤車の保有について、公的交通機関のない地域性を考慮して生活の利便のために認めること。
- ⑥生活保護の申請が自由におこなえるよう、申請を抑制するような事は一切行わないこと。申請用紙を町村や県福祉事務所の窓口におくとともに、市の福祉事務所に対しても要請すること。
- ⑦医療証の発行を実施すること。生活保護受給者証は、国保証と同じ大きさ、形式にすること。
- ⑧同居している子どもの収入について、子どもの自立を助長するために、世帯認定の要件を緩和し、世帯分離をすること。
- ⑨水俣病被害者に支給される一時金については、全額収入認定しないよう国に求めること。

3. 介護保険制度の改善と充実について

- ①介護保険財政への国の負担を少なくとも25%から30%に増やすよう要求すること。
- ②介護保険料と利用料の減免制度を国の制度として確立するよう国に求めると共に、自治体の減免制度にペナルティを科さないよう国に要請すること。
- ③介護施設職員処遇改善交付金について、施設全体の職員も含めた恒常的な制度とすることを国に要求すること。
- ④グループホームの夜間一人体制が早急に改善されるよう、職員配置の基準や介護報酬の見直しなど国に対して要求すること。
- ⑤待機者が多数存在する特別養護老人ホームを早急に増設すること。低所得者が利用しやすい多床室の増設のために、介護報酬の見直しを国に要求すること。
- ⑥ヘルパー研修・介護職員基礎研修を県として、離島での実施も含めて行うこと。
- ⑦療養病床の廃止を中止するよう、国に求めること。

5. 障害者（児）福祉の充実について

- ①障害者自立支援法について、国民的大運動の高まりによって部分的な見直しがおこなわれてきたが、応益負担を撤回しない限り問題は解決しない。応能負担に戻すことを政府に要求すること。
- ②事業所への報酬は、日額方式ではなく、従来の月額方式に戻すよう政府に要求すること。

③県の児童デイサービスの助成事業について、市町村と協力し、療育を受けているすべての児童が無料で受けられるように、対象を拡大し、助成額を増額すること。

④こども総合療育センターについて、職員を大幅に増員し、予約から診察までの期間の短縮を図ること。

6. 子どもの健やかな成長と子育てを応援するために

①待機児童の解消を図るため、国に「安心こども基金」の延長・拡大を求めること。

②「子ども・子育て新システム」は、市場原理による保育サービスの産業化や直接契約・直接補助方式の導入に加え、幼保一元化や最低基準の緩和などをめざすものである。導入に反対すること。

③保育所の増設を図るため、一般財源化された公立保育所の運営費と建設費への国庫負担を復活させるよう国に求めること。

④多子世帯保育料等軽減事業について、認可外保育所の入所児童も対象とすること。

⑤放課後児童クラブについて、国庫補助の対象とならない小規模な児童クラブに対しての県独自の補助を復活させること。

⑥乳幼児医療費助成制度の対象年齢が小学校入学前までに引き上げられたが、全国では、中学校卒業までの無料化が実現されている。本県でも、対象年齢を中学校卒業まで引き上げ、3000円の自己負担をなくすとともに、過半数の県で実施されている現物給付を実施すること。

⑦離島地域出産支援事業について、出産時には、船を利用できない場合がある（船会社から、安全のために飛行機の利用を勧められる）ので、航空機利用についても対象とすること。

7. 安心して受けられる医療制度のために

①国民健康保険財政への国庫負担を2分の1に戻すよう国に強く求めること。

②一般会計からの繰り入れや国保税収納率に対して、ペナルティを科さないよう国に求めること。

③国の責任を放棄し、地方に負担を押しつける国保の広域化に反対すること。

④保険税の軽減につなげるため、市町村国保、国保組合に対する県費の補助を創設すること。

⑤国保税が払えず、短期保険証や資格証明書の発行が増えている。悪質な場合をのぞき、正規の保険証を支給するよう、市町村に働きかけること。

⑥国民健康保険法第44条にうたわれている国保の一部負担金の減免制度が県下各市町村で実施されるよう、県の援助をつよめること。

⑦乳幼児、重度心身障害者、ひとり親家庭への医療費助成制度を絶対に後退させないこと。現物給付を実施すること。特に、重度心身障害者医療助成制度に所得制限を設けないこと。短期保険証、資格証明書を発行されている家庭も、助成制度が適用できるよう、国保証の発行を市町村に要請すること。

⑧県立病院の経費節減と、住民の医療費負担を少しでも減らすため、ジェネリック医薬品のいっそうの導入をはかること。医薬品や医療機器の導入に当たっては、入札制度を改善し、出来るだけ低価格で購入できるようにすること。

⑨医師、看護師などの不足問題の実態把握につとめ、医師、看護師確保に全力を尽くすこと。特に離島、僻地対策を強めること。

8. 児童虐待防止対策の強化について

①児童相談所の増設を図ると共に、一時保護所の増設をすすめること。

- ②児童相談所の職員の増員、とりわけ、児童福祉司や児童心理司の大幅な増員を図ること。
- ③児童養護施設の配置基準の見直しや措置費の引き上げについて国に要求すること。
- ④児童養護施設への県の補助制度を復活させること。

9. 水俣病患者の救済について

- ①水俣病被害者救済特別措置法には、根拠のない「年齢と地域」による線引きが盛り込まれている。対象地域外の被害者に対象地域との関係の証明を求めたり、年齢による対象外の被害者には、「へその緒」の提出を求めている。国に対して、これらの線引きを中止して、被害の実態に合わせてすべての被害者を救済対象とすることを求めること。
 - ②未だに、水俣病に対する差別と偏見があり、被害者の中には手を挙げたくてもあげられない人がいる。また、水俣病の症状がありながら、水俣病の認識がなく、救済を受けられない被害者がある。このような被害者も含めて、すべての水俣病被害者を救済するために、国と共に、不知火海沿岸住民の健康調査を実施すること。
 - ③国保税に対する特別調整交付金の対象に阿久根市を加えること。
 - ④医療と介護は連動しているので、「介護保険特別会計」にも、特別調整交付金を支給すること
 - ⑤「水俣病被害者手帳」や「治研手帳」の保持者は、医療費の助成によって、安心して医療が受けられる。被害者の中には、その病気ゆえに介護が必要になっている人が多数存在しているが、介護保険の利用料の負担が重く、必要な介護が受けられない現状にある。介護保険の利用料についても公費負担とするよう、国に求めること。
 - ⑥水俣病被害者への一時金を所得として課税の対象にしないこと。
 - ⑦「特措法」の申請が、当時の被害の実態からして思うように広がっていない。遠方には情報が伝わっていない。すでに終了した（保健手帳が7月までで終了したことから）、申請をためらっているなど、さまざまな理由が考えられる。繰り返し周知徹底を図ると共に、自治体の取り組みに対する援助を行うこと。
 - ⑧出水総合医療センターには、現在、神経内科の専門医が不在となっている。水俣病患者の治療のためにも欠かせない神経内科の専門医を国の責任で配置されるよう、国に求めていること。
 - ⑨チッソが申請した補償部門と事業部門との分社化について、国は事業再編計画を認可した。被害者全員の救済が終わるまで、加害企業としてのチッソの責任を果たさせるよう国に求めること。
- #### 10. アスベスト暴露から県民の健康を守るために、石綿関連製造施設の従業員や元従業員とその家族、周辺住民を対象にした健康調査を実施するとともに、県立病院や保健所での健康相談や検診を行うこと。
- #### 11. 難病相談・支援センターが、「ハートピア」に設置されるが、患者や家族などのニーズに応えた支援活動ができるように、相談員を配置すること。
- #### 12. 肝炎対策について
- ①肝炎対策基本法をもとに、患者救済に必要な法整備や予算化が進められ、肝炎患者全員の救済が図られるように、国に対策を求めること。
 - ②「救済特措法」による救済の枠組みを広げ、カルテ以外の記録や医師・看護師等の証明、患者・遺族の記憶・証言などをもとに、特定血液製剤使用可能性のあるC型肝炎患者を対象とするよう国に求めること。

- ③集団予防接種が原因とされるB型肝炎患者の救済策を国に求めること。
- ④肝庇護薬費や検査費、通院費への助成をはじめ、肝炎治療費への支援や治療中の生活保障を国に求めること。
- ⑤肝炎患者の早期発見、早期治療がなされるよう、検査の啓発を行うとともに、ウイルス性肝炎への偏見差別の解消を図ること。

Ⅲ. 安定した雇用の確保と女性の地位向上のために

【要望項目】

1. 「ふるさと雇用再生特別交付金」や「緊急雇用創出事業臨時特例交付金」については、正規雇用の拡大に結びつくように制度を拡充すると共に、自治体が主体的に事業に取り組めるよう運用の改善を国に求めること。
2. 県や市町村など地方公共団体における嘱託、臨時、パート、派遣などの雇用形態による差別的な賃金を改善し、同一労働同一賃金の原則に基づき、賃金、一時金、諸手当、退職金の支給、経験年齢などを考慮した昇給制度など、賃金や労働条件の格差を是正し、雇用の安定を図ること。
3. 県内企業における不安定雇用の実態を調査し、企業に対して高校・大学卒業生を含む青年の採用拡大や正規雇用化を積極的に働きかけること。また、労働局と連携しながら違法派遣や偽装請負が行われていないか調査し、結果を公表すること。
4. 県が補助金や無利子融資をおこなう立地企業の雇用については、正規雇用を条件とするようあらためること。
5. 労働者派遣法を1999年の改悪前にもどし、派遣労働は一時的臨時的業種に限るとともに、登録型派遣は専門的業務にきびしく制限するよう、国に早期の法改正を求めること。
6. 県立高等技術専門学校については、訓練指導員の増員や施設の整備、訓練科目の拡充、離職転職者対象のコースの拡大を図ること。
7. 労働者の権利を若者に周知するために、わかりやすく解説したガイドブックを作成し、高校卒業時に全員にわたすとともに、コンビニなども含め、若者が手にしやすい場所において普及をはかること。
8. 高校卒業までに労働者の権利を学ぶ特別授業をおこなうこと。
9. 障害者の法定雇用率を早急に達成できるよう計画的な取り組みをおこなうこと。法定雇用率を達成できていない教育委員会について、特別の対策を講じること。
10. DV対策について
 - ①DV相談に対応するため、県女性相談センター及び男女共同参画推進センターの一層の充実をはかること。
 - ②DV被害者及びその同伴者を安全に保護するための公的シェルターの整備を図るとともに、民間シェルターに対する支援を強めること。また、加害者公正の取り組みを強化すること。
 - ③教育委員会と連携し、デートDVの実態を把握し、防止のための教育・啓発活動を積極的に行うこと。
11. 男女共同参画について、市町村と連携し、各地での研修会や講演会などの啓発活動を積極的に行うこと。
12. 県審議会委員等への女性の参画、県職員、教職員、警察職員等の管理職への登用を積極的に行うとともに、市町村での取り組みを支援すること。

IV. 中小企業・地場産業の振興と地域経済の活性化のために

【要望項目】

1. 住宅リフォーム補助制度を創設し、地元中小零細業者の仕事の確保につとめること。
2. 入札資格を持たない業者も含めて、中小零細業者が直接元請になれる小規模工事登録制度を導入するとともに、市町村に対しての、制度導入のための支援を行うこと。
3. 県融資制度並びに中小企業金融について
 - ①来年3月が期限となっている金融円滑化法の延長を図るとともに、貸付条件変更等の相談や申し込みに対して利用者本位の立場できめ細やかに対応するよう金融機関に対する指導・監督を国に求めること。
 - ②日銀のゼロ金利政策に合わせて、制度融資の金利の引き下げを行うこと。
 - ③中小・零細業者が県制度融資を利用するに際しては、利子や信用保証料の補てんを行うこと。
4. 中小企業への県発注の拡大について
 - ①県発注の公共工事の中小企業への発注率を高めるため、分離・分割発注を進めること。
 - ②県発注の公共工事については、下請業者も県内業者の活用を徹底すること。また、下請工事代金が適正に保証されるよう元請業者への指導を徹底すること。
5. 県の委託業務や発注工事で業務委託契約を結ぶ際に、適正な労働条件や賃金が確保されるよう県独自の客観的な経費の基準をさだめ請負業者や下請業者に守らせることなどを盛り込んだ「公契約条例」の制定について検討すること。
6. 所得税法第56条を廃止し、事業主、家族従業者の働き分を経費として認めるよう国に求めること。
7. 中小企業の消費税の延納措置を認めるとともに、免税点を引き上げるよう国に求めること。
8. 高い離島物価と離島航空運賃の解消を図るため、国に早期の解決策を求めること。

V. 安全で多彩な食料の供給と農林漁業を守り発展させるために

【要望項目】

1. TPP（環太平洋戦略的経済連携協定）に参加しないよう国に強く求めること。
2. 米価の暴落から生産農家を守るため、100万トン水準に見合う備蓄米の買い入れやミニマムアクセス米の輸入量削減などの対策をとるよう国に求めるとともに、県としても独自の価格安定対策を講じること。
3. 中山間地域の直接支払い制度を恒久制度として立法化し、高齢化が進む実態を踏まえて、集落協定の要件の緩和、対象地域の拡大、協定期間の弾力化、事務手続きの簡素化など制度の改善を国に求めること。
4. 学校での米飯給食の回数を増やすとともに、給食用パンは、県内産小麦や県内産コメの100%使用をめざすこと。
5. 有機農業や低農業など、環境にやさしい農業に取り組む農家やグループを支援し、安心・安全な農産物の生産を広げること。
6. 県産農産物の消費拡大を図るため、学校、病院、福祉施設等の給食への県産農産物の使用促進や直売所、加工場、体験交流型施設の設置や整備等を支援するなどの総合的な「地産地消」対策を講じること。
7. 県産木材の利用を促進するために、公共事業や公共施設整備などに県が率先して活用を図るとともに、住宅建設における県産木材の利用促進のため県独自の助成制度を復活、充実させること。
8. 新規就農者の確保のため、就農支援資金償還助成制度の復活、拡充や就農奨励金制度の創設など新規就農者への支援を強めること。
9. 重油の高騰による経費の負担増から農林漁業の経営を守るため、国に財政的支援を求めるとともに、県独自の施策を講じること。
10. 農業用軽油減免制度について、2009年度税制改正より、軽油引取税が目的税から普通税に移行されたことより、現在旧法で規定されていた課税免除については、2012年3月31日までの特例措置となっている。農業や漁業用の燃料として使用する軽油については、期限後も引き続き減免が受けられるよう対策を講じること。
11. 増え続ける鳥獣被害を防止するため、鳥獣の生態や繁殖条件の調査を実施するとともに、増えすぎる鳥獣を適正な密度に減らす地域や市町村の取り組みを支援すること。鳥獣被害対策交付金を大幅に増やし、防護柵、わなの設置、捕獲物の利用など農家や市町村の取り組みへの支援を強めるよう、国に求めること。
12. 荒廃する森林地域の環境とコミュニティの維持を図るため、林業予算を増額し、「緑の雇用担い手対策事業」を推進すること。
13. 桜島降灰対策事業の防災営農について、ビニールハウスの張り替えについても、補助の対象とすること。
14. 農業関係の予算は、農業土木中心から農産物の価格保障、農家への所得保障などに重点を移すこと。

VI. 環境破壊を防止し、豊かな生態系と快適な環境の保全・再生のために

【要望項目】

1. 産業廃棄物処理の事業者責任を明確にし、不法投棄の防止など産業廃棄物処理対策を強化すること。県内外を問わず、産廃などの不法投棄を行った産廃業者等に対しては許可を取り消すなど厳正に対処すること。
2. ゴミの発生を設計・生産段階から削減するために、自治体と住民に負担を押しつける現行のリサイクルシステムを「拡大生産者責任制度」に立って抜本的に見直すよう国に求めること。
3. 公共関与の管理型産業廃棄物最終処分場の建設にあたっては、地元住民をはじめ県民の理解と合意を前提とし、強引な建設は行わないこと。
4. 石綿使用施設の解体、撤去作業等においては、労働局と連携し、適正な届けが行われ、労働者のアスベスト暴露防止や周辺環境の汚染防止対策が図られるように万全を尽くすこと。
5. 川内原発の3号機増設を見直すこと。
6. 風力や水力、太陽光、バイオマスなど環境に配慮した自然エネルギーを地域に導入し、地域経済の活性化にも寄与できるよう技術開発や発電事業などに対する支援策を拡充するよう国に求めること。

Ⅶ. ムダな公共事業を見直し、暮らし優先、生活密着型の 公共事業の推進のために

【要望項目】

1. 建設の根拠を失った人工島の建設はただちに中止し、これ以上の無駄遣いをきっぱりやめること。
2. 公共事業を見直し、中身を生活密着型にあらため、地元業者の仕事を確保すること。
3. 鹿児島臨空団地や上野原テクノパークなど既存の工業団地が売れ残っているにもかかわらず、霧島くりの工業団地造成に多額の税金を注ぎ込むようなムダづかいはやめること。
4. 公共事業の現場での労働災害事故が多発している。国や市町村の機関とも連携して労災事故防止対策につとめること。
5. 県営住宅について
 - ①原良団地については、当初の計画通り、現地での建て替えを行うこと。
 - ②老朽化した県営住宅については、機敏に対応し、適切な補修工事を行うこと。
 - ③税金滞納者に対しての県営住宅入居制限は行わないこと。
 - ④家賃の減免制度について、滞納者は一律に対象外となっている。家賃滞納者の実情について、把握に努め、一律に減免制度の対象から除外しないこと。
 - ⑤住宅退去時の費用負担については、とりわけ本人の自己責任伊賀については請求しないこと。特に、母子家庭、低所得者に対しては配慮すること。
6. 桜島架橋（トンネル）については、可能性調査を終了し、大隅半島地域について、道路建設に頼らない振興策を検討すること。
7. 2011年7月のアナログテレビ放送中止は、現状では多くの「テレビ難民」をうむことになる。アナログ放送停止の時期を見直し、低所得者対策を強めるとともに、普及率に見合った時期に延期するよう国に求めること。

VIII. 一人ひとりの子どもを大切にす教育の実現と 文化・スポーツの振興のために

【要望項目】

1. 義務教育費国庫負担制度の廃止に反対するとともに、国の責任で「30人学級」に踏み出すよう国に求めること。
2. 本県で実施している小学校2年生までの「30人学級」を全ての学年に広げること。
3. 教職員の評価制度は中止し、教職員の自主性や共同性、専門性を尊重した学校づくりを進めること。また、教員免許更新制を中止するよう国に求めること。
4. 臨時的任用教員制度を見直し、その処遇改善を図るとともに、正規採用枠を大幅に拡大すること。
5. 県立高校の再編整備については、再編の是非も含めて地元の意見を尊重し、地域に根ざした魅力ある高校づくりを地域や地元市町村と一体で推進すること。
6. 特別支援教育において、親元を離れざるを得ない現状や遠距離通学の解消、また武岡台養護学校の過密状態の解消のために、全県的な視野に立ち、養護学校の分校、分教室の設置を検討すること。
7. 特別支援教育の実施にあたって、現状に応じた施策が十分に講じられるよう、国に対して、財政的な保障を求めること。
8. 特別支援学校のスクールバスについては、長時間に及ぶ通学時間の解消のために、必要な増便を行うとともに、リフト化を進めること。また、介助者については、県職員とすること。
9. 抽出調査としながらも、実質的に全国一斉に行われている全国学力テストについて、中止を国に求めること。また、結果の公表をしないことを国に求めること。
10. 「義務教育は無償」となっているが、実際には副読本や教材費、用紙代などが保護者負担となっている。教育予算を増やし、保護者負担を減らすこと。
11. 就学援助が交付税で措置されることになり、対象が制限されたり、給付が薄くなったり、市町村の負担が増えている。修学旅行、給食費、入学一時金など、生活保護者を含め必要額の実態にあわせて、全額補助をすべきである。実態を調査し、制度の後退とならないよう、国に要請すること。
12. 県立高校の無償化に伴って私立高校生修学支援基金が設置されたにもかかわらず、2010年度は、それまでと同様の入学金・授業料補助を行っているために、県の負担が少なくなっている。補助単価を大幅に増額し、私立高校生の保護者の負担を軽減すること。
13. 県立学校の普通教室へのクーラー設置を進めるとともに、小・中学校の普通教室へのクーラー設置を促進するための支援策を講じること。
14. 遅れている学校の耐震診断・補強工事について、県立高校について早急に進めるとともに、市町村立の小中学校についても、耐震化が進むよう援助すること。
15. 教育・文化施設の管理運営については、効率性や経済性を求める指定管理者制度を導入しないこと。すでに導入している施設については、直営に戻すこと。
16. 国民体育大会などの大型イベント中心のスポーツ施策ではなく、青年やスポーツ愛好者の自主的な文化・スポーツ活動を保障する施設の整備や活動に対する公的支援を強めること。

VIII. 防災と安心・安全のまちづくりのために

【要望項目】

1. 交通信号機の大幅増設と交差点の改良を積極的に推進し、交通渋滞を解消すること。
2. 肥薩おれんじ鉄道への財政的支援を国とJRに求めること。
3. 住宅の耐震補強を促進するため、市町村と協力して耐震補強工事に対する県独自の助成制度をつくること。
4. 河川法にもとづき、県管理河川の河川整備基本方針の策定を急ぐこと。国管理の河川については政府に策定の要求を強めること。
5. 遅々として進まない危険箇所の災害対策をもっと急いで進められるよう、抜本的に予算を増額すること。
6. 緊急時の通信手段の確保について、国に対策と予算を要求すること。
7. 「消防の広域化」については、市町村の自主的判断を尊重し、広域化推進計画を押しつけないこと。消防力の充足率を高めるよう支援策を講じること。
8. 警察内部の人事配置を見直し、交番に配置する警察官を増員すること。